

証券コード 8703  
平成28年6月10日

## 株主各位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
カブドットコム証券株式会社  
取締役代表執行役社長 齋藤正勝

### 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月24日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

2頁から3頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」に従って、平成28年6月24日（金曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

#### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成28年6月25日（土曜日）午後1時（正午開場）                      |
| 2. 場 所          | 東京都千代田区大手町一丁目3番7号<br>日経ビル 3階 日経ホール             |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第17期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業<br>報告及び計算書類報告の件 |

- |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 決議事項<br>議案 | 第1号議案 定款一部変更の件<br>第2号議案 取締役7名選任の件 |
|------------|-----------------------------------|

#### 4. 招集にあたっての決定事項

2頁から3頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご参照ください。

以上

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://kabu.com>）に掲載させていただきます。

### ⟨⟨電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について⟩⟩

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）  
※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。又、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月24日（金曜日）の午後5時まで受けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。又、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以 上

（機関投資家の皆様へ）

株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## (提供書面)

### 事 業 報 告

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

#### 1. 会社の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過及び成果

当事業年度の株式相場は、事業年度初こそ株価が上昇したものの、事業年度半ばから事業年度末にかけて乱高下する波乱の展開となりました。日経平均株価は19,000円台で始まり、5月の連休明けには20,000円の大台を超えるなど、18年ぶりの高値をつけました。その後、6月にピークをつけた上海総合株価指数が急落に転じると、7月以降は中国の景気減速懸念にとらわれ、8月のお盆明けからは上海版ブラックマンデーをきっかけに世界同時株安局面となり、日経平均株価は9月には16,000円台まで下落しました。11月の郵政3社IPOへの関心は高く、新規資金流入もあり12月には再び20,000円を窺うまで上昇しましたが、1月に入ると一転急落局面となりました。1月下旬に日銀がマイナス金利政策を発表しましたが、かえって円高が加速、消費や輸出に関する経済指標の弱さから景気の停滞感が強まり、2月には14,000円台まで下落しました。その後若干持ち直したものの、日経平均株価は16,000円台後半で事業年度末を迎えるました。

当事業年度の東証一部1日当たり個人株式売買代金は、事業年度前半こそ円安、旺盛な外国人買い、過去最高水準の企業業績などを背景に活況を呈しましたが、世界同時株安などにより徐々に投資スタンスが慎重になり、事業年度全体では1兆1,234億円と前事業年度の1兆1,567億円から2.9%の減少となりました。又、当事業年度末の二市場の信用取引買建玉残高は2兆6,789億円と、前事業年度末の3兆380億円から12%減少しました。

このような環境の中、当社は個人株式売買代金シェアを順調に伸ばし、1-3月には11.3%と四半期ベースで過去最高を記録、事業年度全体でも当社初の10%超となる過去最高の10.4%となりました。又、当事業年度の当社の業績は、営業収益は前事業年度比6.6%増加の24,927百万円と過去最高を更新、経常利益は前事業年度比4.7%増加の10,739百万円、当期純利益は前事業

年度比4.9%増加の8,016百万円と、相場環境の悪化にもかかわらず増収増益を確保しました。証券口座数は100万口座の大台を超えて1,002,268口座（前事業年度末920,998口座）、信用口座数は127,290口座（前事業年度末113,528口座）と着実に増加しました。又、預り資産は1兆9,206億円（前事業年度末2兆266億円）と前事業年度比5.2%の減少となりました。

当社は『顧客投資成績重視の経営』を経営理念に掲げ、損をしないことが利益に繋がるという「リスク管理追求型」のコンセプトの下、特許を取得している「逆指値」を始めとする利便性と安定性を追求した独自のサービスを提供するとともに、個人投資家の皆様に新しい投資スタイルを啓蒙すべく、取り組んでまいりました。

当事業年度のR O E（自己資本当期純利益率）は17.7%（前事業年度は17.2%）に上昇したものの、当社が目標としている20%を引き続き下回っています。収益増強や経営効率の向上に加え、配当と自己株式の取得を合わせた「総還元性向」を意識した積極的な株主還元により、資本効率を一層高め、R O E 20%を目指してまいります。

## ② 設備投資の状況

当社は、新規ビジネスへの参入やキャパシティ増強、災害等に備えた事業継続計画（B C P）の実現のために必要な設備投資を続けております。当事業年度の設備投資額は1,800百万円で、主にシステム基盤の刷新や新規ビジネスに係る投資に対して行いました。

## ③ 資金調達の状況

借入金につきましては、信用取引買建残高の減少等に伴い借入額を減額し、当事業年度末の短期借入金と長期借入金の合計残高は、前事業年度末に比べ30億円減少の720億円となりました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第14期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第15期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第16期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第17期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
営業収益 (受入手数料)	13,132 (7,806)	23,347 (13,362)	23,374 (11,555)	24,927 (12,210)
経常利益	3,950	11,750	10,256	10,739
当期純利益	2,290	6,629	7,640	8,016
1株当たり当期純利益	13円01銭	37円65銭	43円82銭	23円34銭
総資産	573,306	700,675	867,769	799,995
純資産	35,937	42,240	46,632	43,786
1株当たり純資産額	204円06銭	239円85銭	267円83銭	129円46銭

(注) 平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。なお、上表第14期～第16期は当該分割前の株式数にて計算しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権の比率	主要な事業内容
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,141,513 百万円	58.4% (58.4%)	傘下子会社及びグループの経営管理、並びにそれに付帯する業務
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	75,518 百万円	52.2% ( - )	傘下子会社及びグループの経営管理、並びにそれに付帯する業務

(注) 1. 「当社に対する議決権の比率」欄の( )内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

(注) 2. 平成27年4月1日付資本異動に伴い、株式会社三菱東京UFJ銀行は当社親会社でなくなり(当社に対する議決権の比率6.2%)、新たに三菱UFJ証券ホールディングス株式会社が当社親会社になっております(当社に対する議決権の比率52.2%)。

② 親会社等との取引に関する状況

当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）ならびにその子会社である三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（MUSHD）を親会社とし、MUFGを中心とする企業集団（MUFGグループ）に属しております。MUFGグループ企業との取引にあたっては、第三者間取引価格による公正な取引を実施することとしており、重要な個別契約にあたっては、当社及び当社少数株主の利益を害さないものであることを取締役会で検討した上で決定しております。

親会社からの独立性確保の点では、独立した上場企業として、すべての意思決定をセルフ・ガバナンス原則に基づいて行っております。

当社は平成28年3月28日付で、MUSHDの子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（MUMSS）と、当社ソフトウェア利用にあたって必要となる開発に関する業務委託契約を締結いたしました。本契約の締結にあたっては、公正性の担保及び利益相反回避の観点より、取締役会の事前決議を得ることで、株主共同の利益を害する取引またはその虞のある取引でないことを確認しております。又、本決議にあたっては、MUFG及びMUMSSの関係者である取締役を除外し、利益相反を回避するための措置を講じることで決定の独立性を確保しております。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

マクロ経済環境の変化と株式市況の好転、規制・制度環境や個人投資家の投資スタイルの変化という大きな転換期を迎える中、MUF Gグループとしての総合力や当社ならではのIT力を活かした競争力強化により、業界内ポジションの向上を目指すとともに、内部統制／品質管理態勢を強化し強固なビジネス基盤を確立してまいります。

##### ① MUF Gグループとの業務提携成果の拡充

MUMS SとのIPO／PO、債券の取扱いや、同じ証券ユニットとしての対面・非対面の連携、株式会社三菱東京UFJ銀行や株式会社じぶん銀行等との金融商品仲介を通じた口座獲得、両行銀行サービスとの連携施策の展開、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社との株券貸借取引やFXでの連携、グループ各社への当社コンピューターシステムの展開等、MUF Gグループ各社との業務提携を進めておりますが、規制・制度面や投資環境・投資家動向の変化をチャンスと捉え、一層のグループ展開の強化とそれによる営業成果の拡充を図ってまいります。

##### ② 金融商品取引業者としての法令遵守、内部統制及び品質管理態勢の強化

金融商品取引業者に求められるプリンシップルベースを背景とした法令遵守態勢の確立のため、継続して強固なコンプライアンス意識の高揚を図るとともに、MUF Gグループ・ベースでの内部統制基盤、情報セキュリティやシステム管理態勢を含むリスク管理態勢基盤の整備・高度化を図ります。又、BCP（事業継続計画）の高度化等により安定したシステム基盤によるサービスの提供、内外規格に準拠した苦情対応プロセスや法令遵守マネジメントシステムを基盤とするコンプライアンスのP D C Aサイクルを継続してまいります。

なお、当社は平成27年5月26日に金融庁から「システム管理が十分でない状況」であるとして、業務改善命令を受けました。当社は、外部の専門家による助言を踏まえて、経営管理、システムリスク管理、システム開発、内部監査機能強化を図る業務改善計画を策定し、平成28年3月31日までに計画の全てを完了いたしました。当社は、引き続き社内体制の再構築、全役職員に対する継続的教育研修活動、定期的な人事異動等について検討し、業務改善計画で構築した態勢の更なる強化に取り組んでおります。

### ③ 金融サービスの情報処理産業化・ソーシャル化・通販化に対応した競争力の追求

金融サービスの情報処理産業化・ソーシャル化・通販化の進展とそれに伴う個人投資家の投資スタイルの変貌を迎え、当社のITインフラ力を活かしたB to B to C モデルを含む新たな業務・サービスの展開、システムトレードやソーシャルトレード等新たな投資手法への対応、スマートフォン・SNS・動画といった基礎技術の普遍化・浸透を背景とした個人投資家の投資スタイルの変化への対応等を通じ、競合他社への差別優位性を一層図ってまいります。

### ④ コスト競争力の維持

当社の主たる業務である金融商品取引業は株式等の市況の影響を大きく受けているためコストコントロールは経営上重要な課題です。当社は従来より、経営効率性の指標としてコストカバー率を重視しており、当社の同比率はネット証券業界の中でも高い水準で推移しておりますが、今後も厳格なコストコントロールを通じて、他社比優位なコスト競争力を維持してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

① 株式の取扱業務

イ. 委託売買業務

金融商品取引所において、顧客の注文に従って現物取引及び信用取引の売買を執行する業務

ロ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

② デリバティブ商品の取扱業務

イ. 先物・オプション取引の委託売買業務

金融商品取引所における顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. 外国為替証拠金取引業務

取引証拠金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業務及び通貨関連デリバティブ取引として金融商品取引所に取り次ぐ業務

ハ. 株価指数証拠金取引業務

金融商品取引所における上場株価指数証拠金取引の取扱業務

③ 投資信託の取扱業務

投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集の取扱業務

④ 債券の取扱業務

債券の募集又は売出しにより顧客に販売する業務及び流通市場において売買する業務

(6) 主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

本 社 東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
新 川 営 業 所 東京都中央区新川一丁目28番25号

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

区分	使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	79名	14名増加	39.7歳	5.8年
女 性	40	2名増加	37.0	6.5
合計又は平均	119	16名増加	38.8	6.1

(注) 使用人數は使用人兼執行役及び臨時使用人(派遣社員)48名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社じぶん銀行	50,000百万円
日本証券金融株式会社	31,583
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,900

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,332,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 338,732,665株
- (3) 株主数 43,476名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	176,474,800株	52.09%
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,035,200	6.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,617,500	2.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,856,100	2.02
東短ホールディングス株式会社	3,468,600	1.02
日本マイクロソフト株式会社	3,456,800	1.02
野村信託銀行株式会社（投信口）	3,331,300	0.98
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー カシパニ一 5 0 5 0 2 5	2,729,400	0.80
ノーザン・トラスト・カンパニー（エイブレイフシー）・サブ・エイシー・ノン・トラスティ	2,416,400	0.71
ビーエヌピー・バリバ・セキュリティー・サービス ズ・ルクセシブルグ	2,234,000	0.65

(注) 1. 平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。  
2. 持株比率は自己株式(500,000株)を含めて計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。

- (注) 1. 第18期事業年度より、当社の執行役報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、当社執行役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、当社執行役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行いたします（平成28年5月19日取締役会にて発行決議。）。
2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、当社の執行役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる旨を定めております。
3. ストックオプションが行使された場合の株式割り当ては、当面自己株式にて対応予定です。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び執行役の状況（平成28年3月31日現在）

#### ① 取締役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	能 島 伸 夫	監査委員会委員 指名委員会委員長 報酬委員会委員長
取 締 役 代表執行役社長	齋 藤 正 勝	最高経営責任者（CEO）
取 締 役 代表執行役副社長	黒 川 修	最高コンプライアンス責任者（CCO）
取 締 役	安 田 正 道	指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役常務 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 社外取締役 Mitsubishi UFJ Securities International plc. Non-Executive Director
取 締 役	松 宮 基 夫	監査委員会委員 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 経営企画部長
取 締 役	竹 内 朗	監査委員会委員長 プロアクト法律事務所 代表（弁護士）
取 締 役	長 友 英 資	監査委員会委員 株式会社ENソシエイツ 代表取締役

- (注) 1. 取締役能島伸夫氏、安田正道氏、竹内朗氏、長友英資氏は、社外取締役であります。  
 2. 取締役加川明彦氏は、一身上の都合により平成27年6月7日付で辞任いたしました。  
 3. 平成27年6月27日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、取締役藤田通敏氏、小倉律夫氏は任期満了により退任いたしました。  
 4. 平成27年6月27日開催の第16回定時株主総会において、黒川修氏、安田正道氏、松宮基夫氏は取締役に選任され就任いたしました。  
 5. 当社は取締役竹内朗氏及び長友英資氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 取締役会長能島伸夫氏を、常勤の監査委員に選定しております。同氏は、金融分野での幅広い知見や金融機関経営の経験を有しております。

② 執行役

地 位	氏 名	担 当
代表執行役社長	齋 藤 正 勝	最高経営責任者 (CEO)
代表執行役副社長	黒 川 修	管理本部長 最高コンプライアンス責任者 (CCO)
専務執行役	眞 部 則 広	事務・システム本部長 兼 事務部長 業務運営責任者 (COO)
専務執行役	雨 宮 猛	管理本部副本部長 兼 経営管理部長 最高財務責任者 (CFO)
常務執行役	阿 部 吉 伸	事務・システム本部副本部長 兼 システム部長 システム運営責任者 (CIO)
執行役	荒 木 利 夫	営業本部副本部長

- (注) 1. 齋藤正勝氏、黒川修氏は取締役を兼務しております。  
 2. 平成27年6月27日開催の第16回定時株主総会後に開催された取締役会終結の時をもって、代表執行役副社長藤田通敏氏は任期満了により退任いたしました。  
 3. 平成27年6月27日開催の第16回定時株主総会後に開催された取締役会において、黒川修氏は代表執行役副社長に選任され就任いたしました。  
 4. 当事業年度後の執行役の異動はありません。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (6)	49百万円 (46)
執 行 役	7	108
合 計	14	157

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役3名に対しては、取締役としての報酬を支払っておりません。  
 2. 上記のほか、社外取締役が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は89百万円です。

### (3) 取締役及び執行役の報酬に関する基本方針

取締役及び執行役の報酬に関する基本方針は、「報酬委員会規程」により以下のとおり定めています。

#### ① 取締役報酬について

取締役の個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により「報酬委員会規程」に定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

#### ② 執行役報酬について

執行役の個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成し、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額、並びに変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を、報酬委員会で決定する。

なお、②に関し、第18期より執行役変動報酬の一部を自社株活用による新株予約権で代替する制度を導入いたしました。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役安田正道氏は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役常務であります。当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行とは通常の銀行取引のほか、金融商品仲介業、銀行代理業等の業務提携を行っております。
- ・取締役竹内朗氏は、プロアクト法律事務所の代表（弁護士）であります。当社は同事務所との間に記載すべき特別な関係はありません。
- ・取締役長友英資氏は、株式会社ENアソシエイツの代表取締役であります。当社は同社との間に記載すべき特別な関係はありません。

#### ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役安田正道氏は三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社は同社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と新規公開株式等の委託販売等の業務提携を行っております。

#### ③ 主要取引先等特定事業関係者との関係 該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言内容

地位	氏 名	出席状況及び発言内容
取締役	能島伸夫	当事業年度内開催の取締役会12回の全て、監査委員会13回の全て、指名委員会4回の全て、報酬委員会5回の全てに出席し、取締役会議長、監査委員会委員、指名委員会委員長、報酬委員会委員長として議案の上程や議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	安田正道	選任後に開催された取締役会10回のうち7回、指名委員会3回の全て、報酬委員会3回の全てに出席し、金融分野での幅広い知見や金融機関経営の経験を元にした専門的見地から発言を行っております。
取締役	竹内朗	当事業年度内開催の取締役会12回の全て、監査委員会13回の全てに出席し、監査委員長として、又、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	長友英資	当事業年度内開催の取締役会12回の全て、監査委員会13回のうち12回、委員選任後に開催された指名委員会3回の全て、報酬委員会4回の全てに出席し、会社経営者として専門的見地から発言を行っております。

ロ. 社外取締役の意見により変更された事業の方針又はその他の事項  
該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（注）1	37百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（注）2	40百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が4百万円あります。

2 当社は、会計監査人に対して、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務等を委託し、対価を含んだ額を支払っております。

#### [報酬額に同意した理由]

監査計画に当社への監査ポイントが適切に盛り込まれ、監査時間・コストと共に適切に見積もられた監査報酬額であり妥当と評価したものです。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値最大化のためには、自己資本に対する利益率の向上と積極的な株主還元がその基盤になると考え、利益率につきましてはROE（自己資本当期純利益率）20%を経営目標としております。

株主への利益還元につきましては、業容に応じた強固な財務基盤と将来の事業拡大に必要な内部留保を確保した上で、配当と自社株買いを合わせた「総還元性向」を重視、第17期（当事業年度）から第19期につきましては、当該3事業年度の平均総還元性向の目標を100%としております。配当は、従来期末配当の年1回としてまいりましたが、株式取扱いシェアや預り資産増加などにより当社の経営基盤が強化されていることを踏まえ、当事業年度より中間配当を開始、年2回の配当といたしました。中間配当と期末配当を合わせた年間配当は「配当性向50%かつDOE（純資産配当率）4%」を下限とし、自社株買いについては、決算の進捗に加え当社株式の市場価格、流動性、個人株主数などの状況を総合的に勘案し機動的に実施していく方針としております。

以上の方針に則り、当事業年度は既に実施済みの中間配当（1株当たり6.0円）に加え、平成28年5月開催の取締役会決議に基づき1株あたり6.0円の期末配当を実施し、合わせて年間配当12.0円（配当性向51.4%、DOE 9.1%）といたします。

また、平成27年4月及び平成28年1月の取締役会決議に基づき合計38億円の自社株買いを実施しており、当事業年度の総還元性向は99.5%となりました。

なお、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、平成27年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を行っております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制

監査委員会の職務の執行のため必要な事項及び執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の内容は以下のとおりであります。

### ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。

### ② ①の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

内部監査室は、監査委員会の監督下にあり、業務機能の遂行上、代表執行役と緊密な意思疎通を図る一方で、代表執行役及び業務執行部門から独立した組織とし、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属するものとしております。

### ③ 監査委員会の①の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室は、監査委員会の監督下にあり、内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定、その指揮権は監査委員会に属するほか、内部監査室に属するその他使用人の任免並びに報酬は監査委員会が決定するものとしております。

### ④ 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制

監査委員は、取締役・執行役及び使用人等に対し、職務の執行に関する事項の報告を求める権限を有しております、選定監査委員は以下の権限を有することとしております。

- ・取締役若しくは執行役及び支配人その他使用人に対する職務の執行に関する事項の報告の請求
- ・当社の業務及び財産の状況の調査
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの当社の子会社に対する事業の報告の請求
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの子会社の業務及び財産の状況の調査
- ・取締役会の招集

- ・監査委員会が会計監査人を解任したときの株主総会に対する解任の事実及び解任理由の報告
- ・監査委員会の職務を行うため必要があるときの会計監査人に対する会計監査に関する報告の請求
- ・当会社と執行役又は取締役との間の訴えに係る訴訟の代表（監査委員が当該訴えの当事者である場合を除く。）
- ・調査の実施にあたり必要な場合の弁護士、公認会計士、コンサルタント及びその他の外部アドバイザーの任用

又、執行役又は使用人は以下の事項について監査委員又は監査委員会に報告する体制としております。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
- ・監査委員会又は内部監査室から受領した改善要請に対する是正状況
- ・行政当局、取引所、証券業協会等が当社に対し行った検査、考查、監査の結果の内容
- ・行政当局、取引所、証券業協会等から処分を受けた場合にはその処分内容
- ・業務執行部門で実施した品質監査の結果
- ・業務執行の妥当性、適法性に疑義があると思われる事項が生じた場合には、その事項
- ・その他監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員（以下、「選定監査委員」。）が定めた事項

⑤ ④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」等を通じた通報者等が通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他のいかなる不利益取扱いを行わないこととしており、又通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができるものしております。

- ⑥ 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査委員は、その職務の執行に必要とする費用等を会社に請求できると定めております。
- ⑦ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査委員会を構成する取締役は、取締役会決議により定め、その員数は3名以上とし、その過半数は社外取締役であって執行役でない者でなければならぬとしております。加えて、監査委員会は、必要に応じ、説明又は意見陳述のために取締役、執行役、担当管理職その他の社員を監査委員会に出席させることができる等監査が実効的に行われることを確保する体制としております。
- ⑧ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
執行役は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行う体制とし、文書の保存期間その他の管理体制については当社社規則に規定しております。  
又、監査委員会又は選定監査委員が求めたときは、執行役はいつでも文書を閲覧に供す体制としております。  
情報の管理については、「セキュリティポリシー」及び「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定め、「情報セキュリティ方針」「情報管理ガイドライン」「個人情報保護規程」等の規定を整備し、その徹底を図る体制としております。
- ⑨ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
期初にリスク管理基本方針を制定し、リスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。  
又、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備方法、リスク算定等に係る基礎データの管理方法を当社規定に定めております。

- ⑩ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
代表執行役・役付執行役・執行役の職務・権限・責任等を定め、執行役の職務が効率的に行われることを確保する体制としております。  
具体的には、執行役社長が最高責任者として取締役会から委任された業務執行に係る事項を統括し、業務執行の重要な事項については代表執行役を含む執行役で構成する経営会議により決定することとしております。又、執行役社長以外の執行役は、経営会議決議事項並びに業務執行に係る事項につき執行役社長を補佐して業務を執行することとしております。
- ⑪ 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
「MUF G行動規範」「倫理規程」や「コンプライアンスマニュアル」等の「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力との対決を含め、法令、自主規制機関の定款・諸規則、取引所規則、当社の定款・諸規程や社会規範の遵守を定め、コンプライアンス研修等によりその周知徹底を図っております。又、「コンプライアンス・プログラム」に基づき、各期の方針・重点課題・施策を制定し、その実践により法令遵守を確保する体制としております。加えて、品質管理委員会による「品質監査」、内部監査室による「内部監査」において、法令等の遵守状況を検証しております。
- ⑫ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
MUF G行動規範を採択する等、法令等遵守・リスク管理等の内部統制に関する親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築しております。  
又、親会社より取締役の派遣を受けておりますが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしております。
- ⑬ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制  
金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制としております。

## ＜内部統制システムの運用状況＞

- ・第17期事業年度における、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能にかかる各機関の活動状況は以下のとおりです。

取締役会・・・・・ 12回

指名委員会・・・・・ 4回

監査委員会・・・・・ 13回

報酬委員会・・・・・ 5回

経営会議・・・・・ 62回

品質管理委員会・・ 66回

- ・半期ごと制定のコンプライアンス・プログラムで重点項目を設定し、体制整備・改善に取り組みました（上期13項目、下期8項目（重複2項目））。
- ・執行役は監査委員会に出席し、適宜業務執行状況を報告しております。
- ・常勤監査委員が経営会議、週次報告会にオブザーバー出席し、業務執行についてきめ細かく監督しております。
- ・業務改善にかかる重要事項を協議するため、社外取締役のみによる会合を2回開催しました。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科	目	科	目
流動資産	790,860	流動負債	751,841
現金・預金	47,829	信用取引負債	137,185
預託金	411,524	信用取引借入金	31,718
信用取引資産	249,957	信用取引貸証券受入金	105,466
信用取引貸付金	160,344	有価証券担保借入金	88,703
信用取引借証券担保金	89,612	預り入保証金	223,035
立替金	140	短期借入金	227,717
募集等払込金	696	1年内返済予定の長期借入金	50,000
短期差入保証金	72,725	未払費用	20,000
支払差金勘定	776	未払法人税金	946
前払費用	218	未払延税金	808
未収益	2,005	繰延税金	2,250
その他	4,986	の負債	228
固定資産	9,135	定期借入金	964
有形固定資産	1,002	長期借入金	2,013
建物	191	特別法上の準備金	2,000
器具備品	810	金融商品取引責任準備金	13
無形固定資産	3,195	負債合計	2,354
ソフトウエア	3,184	純資産の部	2,354
その他	10	株主資本	756,209
投資その他の資産	4,938	資本準備金	40,394
投資有価証券	4,111	資本余剰金	7,196
長期差入保証金	514	資本準備金	11,913
長期前払費用	152	利益剰余金	11,913
長期立て替え金	940	その他利益剰余金	21,454
その他	12	繰越利益剰余金	21,454
貸倒引当金	△794	自己株式	△170
資産合計	799,995	評価・換算差額等	3,392
		その他有価証券評価差額金	3,392
		純資産合計	43,786
		負債・純資産合計	799,995

## 損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
當 業 収 益	24,927
受 入 手 数 料	12,210
ト レ 一 デ ィ ン グ 損 益	1,347
金 融 収 益	11,370
金 融 費 用	2,538
純 営 業 収 益	22,389
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	11,768
當 業 利 益	10,621
當 業 外 収 益	156
當 業 外 費 用	38
経 常 利 益	10,739
特 別 利 益	1,619
投 資 有 價 証 券 売 却 益	1,619
特 別 損 失	307
金融商品取引責任準備金繰入れ	307
税 引 前 当 期 純 利 益	12,051
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,106
法 人 税 等 調 整 額	△72
法 人 税 等 合 計	4,034
当 期 純 利 益	8,016

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					評価・換算 差額等	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計				
		資本準備金	その他利益 剰余金						
平成27年4月1日残高	7,196	11,913	24,104	△884	42,329	4,302	46,632		
事業年度中の変動額									
剩 余 金 の 配 当			△6,063		△6,063		△6,063		
当 期 純 利 益			8,016		8,016		8,016		
自 己 株 式 の 取 得				△3,888	△3,888		△3,888		
自 己 株 式 の 消 却			△4,602	4,602	—		—		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )						△910	△910		
事業年度中の変動額合計	—	—	△2,649	714	△1,935	△910	△2,846		
平成28年3月31日残高	7,196	11,913	21,454	△170	40,394	3,392	43,786		

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券及びデリバティブ取引）等の評価基準及び評価方法

##### ① トレーディングの目的及び範囲

当社の行うトレーディング業務は、委託取引の円滑な執行を目的としております。トレーディング業務において取り扱う主要な商品は、株式、債券、投資信託受益証券、株式に係る先物取引、オプション取引、為替予約取引及び為替証拠金取引であります。

##### ② 評価基準及び評価方法 時価法

#### (2) トレーディング商品に属さない有価証券（満期保有目的の債券及びその他有価証券）の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）を採用しております。

##### ② その他有価証券

##### イ 時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

##### ロ 時価のないもの

##### 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については各損益項目の持分相当額を計上する方法によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

器具備品 5年～10年

##### ② 無形固定資産

ソフトウエア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### ③ 長期前払費用 定額法

#### (4) 引当金及び準備金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について  
は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ  
いては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上  
しております。

##### ② 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」  
第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する  
内閣府令」第175条に定めるところにより算出した金額  
を計上しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消  
費税は当事業年度の費用として処理しております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は「繰延消費税（投資その他の資産のその他）」  
に計上し5年間で均等償却しております。

## 2. 貸借対照表等に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,637百万円

### (2) 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。

#### ① 差入れている有価証券

イ 信用取引貸証券	105,405百万円
ロ 信用取引借入金の本担保証券	31,678百万円
ハ 消費貸借契約により貸し付けた有価証券	83,640百万円
ニ 差入保証金代用有価証券	13,309百万円

#### ② 差入れを受けている有価証券

イ 信用取引貸付金の本担保証券	149,043百万円
ロ 信用取引借証券	84,064百万円
ハ 消費貸借契約により借り入れた有価証券	75,197百万円
ニ 受入保証金代用有価証券	316,791百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

### 営業取引による取引高

販売費・一般管理費	1百万円
-----------	------

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	176,112,654株	176,112,654株	13,492,643株	338,732,665株

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,000,000株	11,992,643株	13,492,643株	500,000株

- (注) 1. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式の株式数の増加176,112,654株は、株式分割によるものであります。
3. 普通株式の発行済株式の株式数の減少13,492,643株は、自己株式の消却によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の増加11,992,643株の内訳は、株式分割前の取締役会決議による自己株式の取得による増加2,500,000株、株式分割による増加4,500,000株、株式分割後の単元未満株式の買い取りによる増加543株及び取締役会決議による自己株式の取得による増加4,992,100株であります。
5. 普通株式の自己株式の株式数の減少13,492,643株は、自己株式の消却によるものであります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

###### 平成27年5月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 4,004百万円
- ・1株当たり配当額 23円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月15日

###### 平成27年10月26日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,059百万円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月4日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの  
平成28年5月19日開催の取締役会決議（予定）による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,029百万円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月13日

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

金融商品取引責任準備金	720百万円
投資有価証券	87百万円
減価償却費	22百万円
貸倒引当金	219百万円
その他	217百万円
繰延税金資産合計	1,267百万円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,509百万円
繰延税金負債合計	1,509百万円
繰延税金負債の純額（流動）	228百万円
繰延税金負債の純額（固定）	13百万円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.6%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.5%

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は7百万円減少し、法人税等調整額が68百万円、その他有価証券評価差額金が75百万円、それぞれ増加しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の業務は、個人顧客を対象としたプロカレッジ業務が中心であり、顧客向けプロカレッジ業務の一環として行う信用取引に係る金銭の貸付（信用取引貸付金）を行っております。また、顧客から受け入れた預り金、信用取引等に係る受入保証金、デリバティブ取引に係る受入証拠金及び外国為替証拠金取引に係る証拠金等を顧客分別金信託又は区分管理信託として、信託銀行へ預託（預託金）しております。

信用取引貸付金は、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信限度額、立替発生の防止及び発生時の処理等に関する社内規則で厳格に定め、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。

顧客との外国為替証拠金取引によって発生した為替ポジションをカバーするために、金融機関と外国為替取引を行っております。

顧客分別金信託及び区分管理信託の信託財産は、信用リスク並びに金利の変動リスクに晒されておりますが、運用は主に国債及び有担保コール等を中心としており、信用リスクは僅少です。また、これらの運用・管理方針は社内規則に厳格に定められており、市場リスク相当額を含む自己資本規制比率を、金融庁告示に基づき毎営業日に経営管理部が算定し、執行役社長及び内部管理統括責任者に報告しております。

信用取引貸付金に充当するため、株式市場、金融市場の状況や、信用取引残高の増減等資金需要を勘案して、証券金融会社又は証券会社からの借入（信用取引借入金）、コールマネー や銀行借入（短期借入金、関係会社短期借入金、長期借入金及び関係会社長期借入金）による資金調達を行っております。

これらの借入金は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合等、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。支払準備の確保、支払期日の管理方法等資金調達に係る管理方法は社内規則により厳格に規定されており、資金繰りの状況は経営管理部から毎営業日、執行役社長及び最高財務責任者に報告されております。

顧客と行う為替証拠金取引には外国為替の変動リスクが発生し得ますが、原則として速やかに金融機関へヘッジ取引を行うことにより外国為替ポジションをスクエアにする態勢とし ています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金・預金	47,829	47,829	—
②預託金	411,524	411,088	△435
③信用取引貸付金	160,344	160,344	—
④信用取引借証券担保金	89,612	89,612	—
⑤短期差入保証金	72,725	72,725	—
⑥投資有価証券	3,996	3,996	—
⑦長期立替金	940		—
貸倒引当金（*1）	△794		
	146	146	—
資産計	786,178	785,743	△435
①信用取引借入金	31,718	31,718	—
②信用取引貸証券受入金	105,466	105,466	—
③有価証券担保借入金	88,703	88,703	—
④預り金	223,035	223,035	—
⑤受入保証金	227,717	227,717	—
⑥短期借入金	50,000	50,000	—
⑦長期借入金 (1年以内返済予定含む)	22,000	22,004	4
負債計	748,642	748,647	4
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていない もの	2,978	2,978	—
デリバティブ取引計	2,978	2,978	—

（\*1）長期立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

①現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

②預託金

預託金に含まれる債券及びマルチコーラブル預金（定期預金）の時価は、取引金融機関等から提示された価格によつております。

また、有担保コール貸付は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつております。

③信用取引貸付金、④信用取引借証券担保金、⑤短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥投資有価証券

上場株式の時価は取引所の価格によっております。

⑦長期立替金

長期立替金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

①信用取引借入金、②信用取引貸証券受入金、③有価証券担保借入金、④預り金、⑤受入保証金、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*1）	67
投資事業有限責任組合出資持分（*2）	48

（\*1） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（\*2） 投資事業有限責任組合出資持分のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 関連当事者との取引

#### 兄弟会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三菱UFJ信託銀行(株)	324,279	信託銀行業	—	銀行取引	金銭信託 支払手数料	— 15	預託金 未払費用	35,609 8
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	40,500	金融商品取引業	—	金融商品取引	信用取引 有価証券貸借取引 信用取引品借料 貸借取引料 貸借取引担保金 利息	— — 68 11 2	信用取引 借証券担保金 有価証券担保 借入金 未払費用 未収益	41,705 12,163 8 3
	㈱三菱東京UFJ銀行	1,711,958	銀行業	(被所有) 直接6.21	銀行取引	長期借入 支払利息 支払手数料	— 15 2	長期借入金 (うち1年内返済予定の長期借入金) 未払費用 前払費用	6,900 (6,900) 0 1

- (注) 1. 平成27年4月1日付で、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社は、株式会社三菱東京UFJ銀行が保有する当社普通株式67,600,000株を取得しました。これにより株式会社三菱東京UFJ銀行は親会社から親会社の子会社となりました。
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 支払手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。また、借入の利率については、他金融機関からの借入利率を参考に決定しております。
  - (2) 金銭信託の取引金額については、顧客別に金信託及び区分管理信託必要額の差替を日々行っているものであり、かつ金額が多額であるため記載しておりません。
4. 信用取引及び有価証券貸借取引の取引金額については、取引に伴う洗替を日々行っているものであり、かつ金額が多額であるため記載しておりません。
5. 上記の他、預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引であるため、記載しておりません。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

① 親会社情報

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

② 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

129円46銭

(2) 1株当たり当期純利益

23円34銭

(3) 1株当たり当期純利益金額の算定基礎

1株当たり当期純利益

① 普通株式に係る当期純利益

イ 損益計算上の当期純利益 8,016百万円

ロ 普通株主に帰属しない金額 一百万円

ハ 差引普通株式に係る当期純利益 8,016百万円

② 普通株式の期中平均株式数

343,429,196株

(注) 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

当該株式分割については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

カブドットコム証券株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 弘幸	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カブドットコム証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査委員会の監査報告

### 監査委員会監査報告書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

カブドットコム証券株式会社 監査委員会  
監査委員長 竹内朗 (印)  
監査委員 能島伸夫 (印)  
監査委員 松宮基夫 (印)  
監査委員長 友英資 (印)

(注) 監査委員竹内朗、能島伸夫及び長友英資は会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役です。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年 法律第90号）が平成27年5月1日に施行され責任限定契約の締結対象者の範囲が変更となり、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことから、取締役が期待される役割を十分に發揮できるよう、現行定款第32条の一部を変更するものであります。

なお、本変更については、監査委員全員が同意済みであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第32条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	(取締役の責任免除) 第32条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
② 本会社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	② 本会社は、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重　要　な　兼　職　の　地　位　、　担　当　の　状　況　)	所有する当社株式の数
1	あしざき　たけし 芦　崎　武　志 (昭和33年2月9日生)	<p>昭和55年5月 株式会社三和銀行入行</p> <p>平成12年4月 同行 WE B 業務部長</p> <p>平成13年3月 同行 ダイレクトバンキング部長</p> <p>平成14年4月 株式会社UFJ銀行 人事部（東京）副部長 兼 人事事務センター所長</p> <p>平成14年10月 同行 人事部（東京）副部長</p> <p>平成16年10月 同行 三田法人営業部長 兼 三田支店長</p> <p>平成17年7月 同行 三田法人営業部長</p> <p>平成18年1月 株式会社三井東京UFJ銀行（以下、BTMU）三田支社長</p> <p>平成19年3月 BTMU 法人業務第二部 上席調査役</p> <p>平成19年5月 BTMU 法人決済ビジネス部長 兼 東京為替集中支店長 兼 千代田支店長 兼 プロミス振込支店長 兼 新東京支店長 兼 竹橋支店長</p> <p>平成19年6月 BTMU 執行役員 法人決済ビジネス部長 兼 東京為替集中支店長 兼 千代田支店長 兼 プロミス振込支店長 兼 新東京支店長 兼 竹橋支店長</p> <p>平成21年5月 BTMU 執行役員 リテール事務部長</p> <p>平成22年5月 BTMU 常務執行役員 法人業務部・中小企業部・国際業務部・法人決済ビジネス部の担当</p> <p>平成24年5月 BTMU 常務執行役員</p> <p>平成24年6月 BTMU 退任 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 代表取締役社長（現任）</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	さいとう まさかつ 齋 藤 正 勝 (昭和41年5月13日生)	平成元年4月 野村システムサービス㈱入社 平成5年8月 第一證券㈱入社 平成10年10月 伊藤忠商事㈱入社 オンライン証券 設立プロジェクトに参画 平成11年6月 日本オンライン証券㈱設立に伴い同社 入社 情報システム部長 平成11年9月 同社 取締役 平成13年4月 当社 執行役員情報システム部長 平成14年5月 当社 最高業務執行責任者 平成15年6月 当社 代表取締役C O O 平成16年6月 当社 代表執行役社長 平成17年6月 当社 取締役兼代表執行役社長（現任）	1,216,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	黒川 修 (昭和35年11月16日生)	昭和58年4月 株式会社三井銀行入行 平成19年6月 株式会社三井東京UFJ銀行 立川支社長 兼 法人第一部長 平成21年4月 同行 銀座支社長 兼 月島支社長 平成22年10月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、MUMSS) 業務運営グループ副グループ長 平成23年4月 MUMSS 業務企画グループ長 平成23年6月 MUMSS 執行役員 業務企画グループ長 平成24年4月 MUMSS 執行役員 業務運営本部副本部長(特命担当) 平成24年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社(以下、MUSHD) 執行役員 リテール連結副担当 MUMSS 執行役員 業務運営本部副本部長(特命担当) 兼 業務企画部長 平成25年6月 MUMSS 執行役員 業務運営本部副本部長 平成25年8月 MUMSS 執行役員 業務運営本部副本部長 兼 ウエルスマネジメント推進部長 平成25年12月 MUMSS 執行役員 業務運営本部副本部長 平成26年6月 MUSHD 常務執行役員 リテール連結担当 MUMSS 常務執行役員 業務運営本部部長 株式会社三井UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 国際投信投資顧問株式会社 取締役 三菱UFJモルガン・スタンレーP.B.証券株式会社 取締役 当社 顧問 当社 取締役兼代表執行役副社長(現任)	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	はまもと あきら 濱 本 晃 (昭和35年5月19日生)	<p>昭和58年4月 株東海銀行入行</p> <p>平成17年4月 株UFJ銀行 阿佐ヶ谷法人営業部長</p> <p>平成18年1月 株三菱東京UFJ銀行（以下、BTMU）阿佐ヶ谷支社長</p> <p>平成19年5月 BTMU 木場深川支社長</p> <p>平成21年5月 BTMU 企業審査部事業戦略開発室長 兼 企業審査部部長（特命担当）</p> <p>平成21年12月 BTMU 企業審査部事業戦略開発室長 兼 企業審査部部長（特命担当） 兼 中小企業金融円滑化室長（特命担当）</p> <p>平成22年5月 株三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、MUFG） 監査部長</p> <p>平成22年6月 MUFG 執行役員 監査部長</p> <p>平成23年5月 MUFG 執行役員 コンプライアンス統括部付部長 兼 リスク統括部付部長</p> <p>BTMU 執行役員 コンプライアンス統括部長 兼 情報セキュリティ管理室長 兼 システム部システム企画室室長（特命担当）</p> <p>平成25年3月 MUFG 執行役員 コンプライアンス統括部付部長</p> <p>BTMU 執行役員 コンプライアンス統括部長</p> <p>MUFG 退任</p> <p>平成25年5月 BTMU 常務執行役員 営業第二本部長</p> <p>平成27年5月 MUFG 常務執行役員 コンプライアンス副担当</p> <p>BTMU 常務執行役員 コンプライアンス統括部・国際市場コンプライアンス部・米国AML部・法務部の担当（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）</p> <p>MUFG 執行役員 常務 グループCCO 兼 グループCLO（現任）</p> <p>BTMU 常務取締役 コンプライアンス統括部・国際市場コンプライアンス部・米国AML部・法務部の担当（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）</p> <p>BTMU 常務取締役 CCO（コンプライアンス統括部・国際市場コンプライアンス部・米国AML部の担当）兼CLO（法務部の担当）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役常務</p> <p>株三菱東京UFJ銀行 常務取締役</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	ほそみ まさひろ 細見昌裕 (昭和34年7月20日生)	<p>昭和58年4月 株三三菱銀行入行</p> <p>平成14年10月 三菱証券㈱ ストラクチャードプロダクト第二部部長</p> <p>平成17年4月 同社 市場商品ソリューション部長</p> <p>平成18年6月 株三三菱東京UFJ銀行（以下、BTMU）米州本部米州企画部米州CPM室長</p> <p>平成19年12月 BTMU 米州本部米州CPM部長</p> <p>平成22年4月 三菱UFJ証券㈱ リスク統括部長</p> <p>平成24年4月 三菱UFJ証券ホールディングス㈱（以下、MUSHD） リスク統括部長</p> <p>平成24年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱（以下、MUMSS） 執行役員 リスク統括部長</p> <p>平成27年6月 MUSHD 執行役員 リスク統括部長 MUMSS 執行役員 リスク統括部・引受審査部の統括 MUSHD 執行役員 リスク担当グローバルヘッド 兼 コンプライアンス担当 MUMSS 常務取締役 リスク統括部・引受審査部の統括（現任） MUSHD 常務取締役 リスク担当グローバルヘッド 兼 コンプライアンス担当 MUMSS 常務取締役 リスク担当グローバルヘッド 兼 オペレーション担当グローバルコーディネーター並びにリスク統括部・業務管理統括部・事務統括部の統括 株三三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、MUFG） 執行役員 MUMSS 常務取締役 リスク統括部・引受審査部の統括（現任） MUSHD 常務取締役 リスク担当グローバルヘッド 兼 コンプライアンス担当 MUFG 常務執行役員（現任） モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ 常務取締役 三菱UFJ証券ホールディングス㈱ 常務取締役 株三三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 モルガン・スタンレーMUFG証券㈱ 取締役</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	たけうち あきら 竹内 朗 (昭和42年5月25日生)	<p>平成8年3月 最高裁判所司法研修所卒業</p> <p>平成8年4月 弁護士登録</p> <p>平成18年8月 国広総合法律事務所パートナー就任</p> <p>平成20年6月 大興電子通信㈱社外監査役</p> <p>平成22年4月 プロアクト法律事務所代表就任 (現任)</p> <p>平成22年6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>平成26年3月 GMOペパボ㈱社外監査役</p> <p>平成26年6月 日本道路㈱社外取締役 (現任)</p> <p>＜当社における担当＞</p> <p>監査委員会委員長</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>プロアクト法律事務所代表 (弁護士)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	ながとも えいすけ 長 友 英 資 (昭和23年7月7日生)	<p>昭和46年4月 東京証券取引所入所</p> <p>平成5年6月 同所 上場部上場管理室長</p> <p>平成8年6月 同所 国際部長</p> <p>平成10年6月 同所 債券部長</p> <p>平成11年6月 同所 会員部長</p> <p>平成12年6月 同所 総務部長</p> <p>平成13年11月 (株)東京証券取引所 執行役員</p> <p>平成15年6月 同社 常務取締役</p> <p>平成17年12月 同社 常務取締役（最高自主規制責任者）</p> <p>平成19年6月 同社 顧問</p> <p>平成19年10月 (株)ENアソシエイツ 代表取締役（現任）</p> <p>平成20年4月 早稲田大学大学院 商学研究科 客員教授（現任）</p> <p>平成20年5月 (株)セディナ 監査役</p> <p>平成20年6月 オムロン(株) 監査役（現任）</p> <p>平成20年6月 三菱商事(株) 監査役</p> <p>平成22年6月 (株)ミロク情報サービス 取締役（現任）</p> <p>平成22年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>平成24年6月 日機装(株) 監査役（現任）</p> <p>＜当社における担当＞</p> <p>指名委員会委員、報酬委員会委員、監査委員会委員</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>(株)ENアソシエイツ 代表取締役</p>	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいざれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者芦崎武志氏、竹内朗氏及び長友英資氏は、社外取締役候補者であります。なお、竹内朗氏及び長友英資氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ並びにその子会社及び関連会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する当社の特定関係事業者に該当しており、各社外取締役候補者と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを含む特定関係事業者との関係については注記4.(1)～(7)の各④に記載しております。

4. 各取締役候補者の「①取締役として選任した理由」「②本株主総会の終結時における当社の取締役に就任してからの在任期間」「③当社又は他の会社の役員として在任中の当社又は当該他の会社における法令又は定款に違反する事実、又、その他不当な業務執行が行われた事実」「④特定関係事業者との関係」は、以下のとおりであります。

(1) 芦崎武志氏（新任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行においてネットバンキング分野や決済ビジネス分野等の経営職を歴任し、金融系の会社の代表取締役社長を務める等、ネット金融をはじめとする金融分野での幅広い知見や金融機関経営の経験等を取締役会による経営監督に活用でき、取締役会長として当社の経営全般に関する適切な監督を遂行できるものと判断したためであります。

②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。

③該当事項はございません。

④同氏は過去5年間において、当社の親会社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者でありました。同社における同氏の過去5年間における地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。

(2) 斎藤正勝氏（再任）

①同氏を取締役候補者として選任した理由は、システム会社並びに証券会社勤務経験を元にオンライン証券会社である当社を立ち上げ、システム部長や代表執行役社長として創業以来当社経営をリードし、ネット金融分野における豊富な経営経験及び知見と人脈を有することから、これらを活かし当社の成長戦略を立案し遂行できるものと判断したためであります。

②同氏の取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって13年となります。

③該当事項はございません。

④該当事項はございません。

(3) 黒川修氏（再任）

①同氏を取締役候補者として選任した理由は、銀行において支社長等の経営職を歴任し、証券会社の執行役員として業務企画運営を統括し、また持株会社の執行役員として金融グループ全体の経営に参画するなど、金融分野での幅広い知見や金融機関経営の経験等を有し、これらを活かし当社の成長戦略を立案し遂行できるものと判断したためであります。

②同氏の取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。

③該当事項はございません。

④同氏は、過去5年間において、当社の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、並びに当社の親会社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の業務執行者であり、各社における同氏の過去5年間における地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。

#### (4) 濱本晃氏（新任）

- ①同氏を取締役候補者として選任した理由は、銀行において支社長や企業審査分野の経営職を歴任、又現在持株会社の執行役としてコンプライアンス等を統括しており、金融分野並びにコンプライアンス等に関する幅広い知見や金融機関経営の経験等を取締役会による経営監督に活用でき、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、現在及び過去5年間において、当社の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、並びに当社の親会社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者であり、各社における同氏の現在及び過去5年間における地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。

#### (5) 細見昌裕氏（新任）

- ①同氏を取締役候補者として選任した理由は、銀行や証券会社において市場商品開発分野やリスク管理分野の経営職を歴任、又執行役員並びに取締役として証券会社のリスク管理を統括し、金融グループ全体のリスク管理にも参画する等、コンプライアンス、リスク管理に関する幅広い知見や金融機関経営の経験等を取締役会による経営監督に活用でき、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、現在及び過去5年間において、当社の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、並びに当社の親会社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の業務執行者であり、各社における同氏の現在及び過去5年間における地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。

#### (6) 竹内朗氏（再任）

- ①同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、弁護士としての見識や経験、企業法務やコンプライアンス、リスクマネジメントに関する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、又独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって6年となります。
- ③同氏が平成26年6月27日まで社外監査役を務めていた大興電子通信株式会社において、不正会計問題が発生し、平成25年6月24日に過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。同氏は、同社が同年5月14日に設置した社外の専門家を含む特別調査委員会の委員に就任し、同年6月13日に同社取締役会に調査報告書を提

出しました。同社は同委員会からの提言を踏まえて再発防止措置を実施し、内部統制の改善を図っております。

また、同氏が社外取締役を務める日本道路株式会社において、不正会計問題が発生し、提出期限を延期した平成27年3月期第2四半期決算報告書を平成26年12月12日に提出しました。同氏は、同社が同年11月5日に第三者委員会を設置し、同年12月5日に第三者委員会から調査報告書を受領し、同年12月8日に再発防止策を公表するなどの一連の再発防止の取り組みに、積極的に関与し、内部統制の改善を図っております。また、日本道路株式会社は、平成27年1月28日に公正取引委員会による立ち入り検査を受け、独占禁止法順守に係わる社内調査、社内体制の見直し、教育研修活動に努めておりましたが、平成28年2月29日、東京地方検察庁により、工事入札における独占禁止法違反の容疑で東京地方裁判所に起訴されました。同氏は、同社の独占禁止法遵守体制を更に徹底すべく、外部の専門家による提言を踏まえて、社内体制の再構築、全役職員に対する継続的コンプライアンス教育研修活動、定期的な人事異動、公共入札に係わる意思決定プロセスの透明性確保について検討し再発防止に取り組んでいるところ、同氏は社外取締役として再発防止と内部統制の改善に全力で取り組んでおります。

④同氏は、当社の特定関係事業者との関係はございません。

(7) 長友英資氏（再任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、取引所での証券市場管理業務等における豊富な経験と知識に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、又独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって6年となります。

③該当事項はございません。

④同氏は、当社の特定関係事業者との関係はございません。

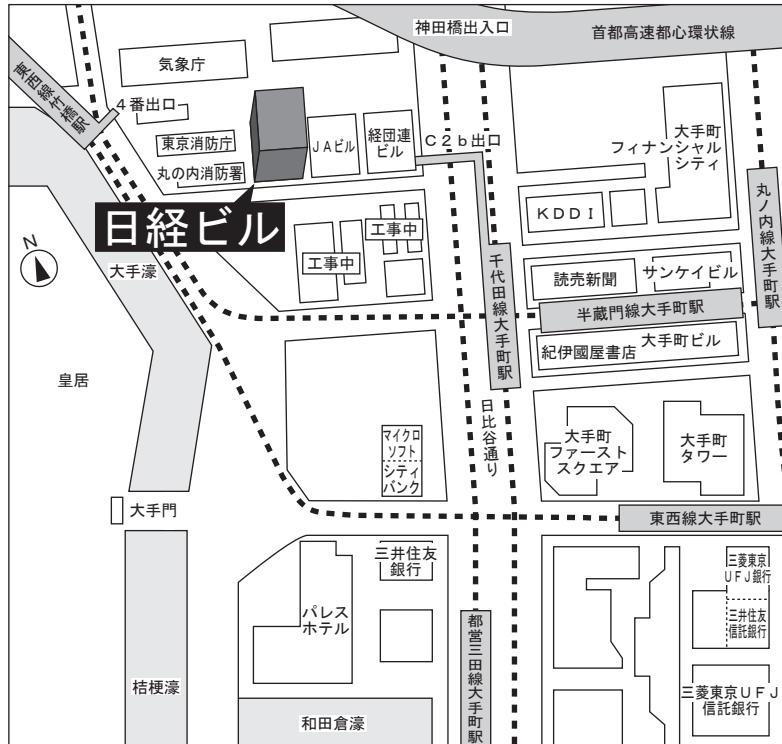
5. 当社は、取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役である能島伸夫、安田正道、竹内朗、長友英資各氏と同契約を締結しております。当株主総会第1号議案「定款一部変更の件」が承認された上で、取締役候補者が当社取締役として選任された場合、業務執行取締役等でない取締役である芦崎武志、濱本晃、細見昌裕、竹内朗、長友英資各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約とし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

以 上

メモ

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区大手町一丁目3番7号  
日経ビル 3階 日経ホール



## (交通)

地下鉄 大手町駅 C2b出口直結

- 東京メトロ 千代田線「大手町駅」神田橋方面改札より 徒歩約4分
- 東京メトロ 半蔵門線「大手町駅」皇居方面改札より 徒歩約5分
- 東京メトロ 丸ノ内線「大手町駅」丸の内方面改札より 徒歩約7分
- 東京メトロ 東西線「大手町駅」中央改札より 徒歩約9分
- 東京メトロ 「竹橋駅」 大手町方面改札より 徒歩約3分
- 都営地下鉄 三田線 「大手町駅」 大手町方面改札より 徒歩約7分

お願い

- ・駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。